

各表示の義務化の経過措置期間はあとわずか！
自社製品の表示の見直しはお済みですか？

食品表示制度 セミナー

参加料
無料

2015年に施行された食品表示法は、より消費者の目線で『わかりやすい食品表示』を求めて、様々な表示に関する法律が一元化されました。2020年には「栄養成分表示」、2022年には「原材料原産地表示」の経過措置期間が終了し、完全義務化となります。これに伴い、食品加工を行う事業者の皆様の中には、外装パッケージ等の変更も余儀なくされるケースも生じる可能性があります。

そこで、今回はこれら2つの表示について消費者庁の担当職員の方から分かりやすく解説して頂きけることとなりましたので、多くの皆様のご参加頂き、理解を深めて頂きたいと考えております。

◆日時◆

2018年**10月22日**（月）
午後2時30分～午後5時

◆場所◆

紋別セントラルホテル
紋別市港町7丁目（☎ 0158-23-3111）

◆定員◆

50名（定員になり次第、締め切らせて頂きます）

◆お申込み方法◆

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX（0158-23-3611）頂くか、当所へご持参ください。お電話でも受付させていただきます。 **FAX：0158-23-3611 / TEL：0158-23-1711**

◆主催◆ 紋別商工会議所

◆後援◆ 雄武町商工会・興部町商工会・滝上町商工会・西興部村商工会・北海道紋別保健所

◆講師◆

消費者庁 食品表示企画課

（テーマ：栄養成分表示）
食品表示調査官

保坂 弘子氏

（テーマ：原料原産地表示）
課長補佐

渡邊 悦夫氏

紋別商工会議所 行

『食品表示制度セミナー』参加申込書

事業所名			
住 所	TEL/FAX	TEL :	FAX :
参加者氏名	参加者氏名		

食品表示制度についてご質問（栄養成分表示、原料原産地表示に限らず、ご記入下さい）